

## 品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付要綱

制定 令和4年4月28日区長決定 要綱第149号

(目的)

第1条 この要綱は、前向きな新規市場展開・業態転換のための設備投資に係る経費の一部を品川区新規市場展開・業態転換支援助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、品川区内外中小企業等のウィズコロナ・ポストコロナ時代に向けた変革の促進による地域経済の維持・拡大を目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、品川区内外（以下「区内」という。）に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する企業、者および区長が別に定める業種を除く。

- (1) 一つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると認められる企業
- (5) 資本関係のある、または役員を派遣を受けている関連会社（親子会社、ホールディングス等）が申請年度に本助成を受けている企業
- (6) 事業税および法人住民税（個人にあっては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納している者
- (7) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制の対象である者
- (9) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団関係者
- (10) 既に申請年度に本助成を受けている者
- (11) 同一テーマまたは経費で他の助成を受けている者

(助成金の対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 新たな製品を製造し、または新たな商品もしくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出を行う事業
- (2) 社会情勢の変化に対応するために主要な製品、商品またはサービスの製造方法または提供方法に相当程度の変更を行う事業

(助成金の対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費であって、助成金を交付する年度内において支払ったものとする。

- (1) 機械装置の購入および借用に要する経費
- (2) 専用ソフトウェア、情報システム等の購入および借用に要する経費
- (3) クラウドサービス利用費に要する経費
- (4) 機械装置の搬入、設置または調整に要する経費
- (5) 機械装置の導入に係る既設の機械装置の移設および撤去に要する経費

- (6) 機械装置または専用ソフトウェアの導入に要するトレーニング経費(当該機械装置または専用ソフトウェア本体費用の10パーセント以内)
- (7) その他前各号に準ずるものと区長が認める経費  
(助成金の額)

第5条 助成金の額は助成対象経費の3分の2とし、1企業あたりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 製造業に属する事業を営む事業者 100万円
- (2) 前号に規定する業種以外の業種に属する事業を営む事業者 50万円  
(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、区長が別に定める期日までに、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して区長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)その他当該法人が区内に主たる事業所を有することを証する書類(個人にあっては、所得税の確定申告書その他当該個人が区内に主たる事業所を有することを証する書類)
- (3) 事業税および法人住民税(個人にあっては、特別区民税または市町村民税の納税証明書)の納税証明書。ただし、本社が品川区以外の特別区内にあって、事業税・法人住民税の納税証明書の住所および所在地が品川区の住所でない場合は、品川区の事業所の所在確認のために都税事務所に提出する「事業所の新設・廃止申告書」の控え。  
(助成金の交付・不交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否および額を決定し、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付決定通知書(第2号様式)または品川区新規市場展開・業態転換支援助成金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

- 2 前項の助成金の額は、審査内容、申請件数等を考慮し、予算の範囲内で決定する。
- 3 区長は、第1項の規定による助成金の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。  
(助成対象事業の変更等)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、助成対象事業の内容および経費の変更または助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ品川区新規市場展開・業態転換支援助成金中止(変更)承認申請書(第4号様式)を区長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、交付対象者に品川区新規市場展開・業態転換支援助成金中止(変更)承認通知書(第5号様式)により通知するものとする。  
(助成対象事業遅延等の報告)

第9条 交付決定者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに遅延理由について書面を区長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 交付決定者は、区長の求めがあったときは、助成対象事業の遂行状況について、指定する日までに書面により区長に報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の中止の承認を受けたときを含む。）または助成金の交付決定日の属する会計年度が終了したときは、速やかに領収書の写し等必要書類を添付の上、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金実績報告書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 区長は、前条の実績報告書を受領したときは、速やかに内容を審査し、現地調査等を行い、助成対象事業の成果が助成金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定による助成金の交付決定の通知を受けた交付決定者は、区長に対し、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金請求書（第8号様式）により、速やかに助成金の支払を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、当該請求に係る助成金を交付決定者に速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

（助成金の返還）

第15条 交付決定者は、前条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消に係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

（助成金の経理等）

第16条 交付決定者は、助成対象事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理および処分）

第17条 交付決定者は、助成対象事業により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 交付決定者は、取得財産等については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って使用しなければならない。

3 交付決定者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、または担保にしようとするときは、取得財産等処分承認申請書（第9号様式）をあらかじめ区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日付号外大蔵省令第15号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

4 区長は、前項の規定により承認を受けた交付決定者が当該取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

（違約金）

第18条 交付対象者は、第15条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべ

き助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返済額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

（検査）

第19条 交付決定者は、区長が助成対象事業の運営、経理等の状況について検査を求めた場合または助成対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は、地域振興部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 所在地  
事業者  
代表者氏名

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付申請書

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付要綱第6条の規定に基づき、  
下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

(1) 事業実施計画書 別紙（様式1-1）のとおり

(2) 助成事業に要する経費および補助金交付申請額

①助成対象経費 円

②助成金交付申請額 円

第2号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり  
交付することを決定したので通知します。

記

1. 助成金交付決定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

2. 交付条件

第3号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長 

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金について、下記のとおり不交付とすることを決定したので通知します。

記

1. 理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 所在地  
事業者  
代表者氏名

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金中止（変更）承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった助成事業を下記  
のとおり中止（変更）したいので、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金  
交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

1. 中止（変更）の理由

第5号様式（第8条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長 印

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金中止（変更）承認通知書

年 月 日付けで中止（変更）承認申請のあった助成事業について下記のとおり承認します。

記

承認内容

1. 別添「助成事業中止（変更）承認申請書」のとおり
2. 付帯条件

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 所在地  
事業者  
代表者氏名

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金実績報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった助成事業について、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象経費総額
2. 助成金額
3. 助成事業の実績報告
  - (1) 助成事業実施内容および成果  
(注) 助成事業の成果を明らかにするための報告書を添付すること。
  - (2) 助成事業収支決算書  
(注) 領収書等支払金額の確認できる書類を添付してください。

第7号様式（第12条関係）

番 号  
年 月 日

様

品川区長



品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付確定通知書

年 月 日付第 号で通知した助成決定について、下記のとおり交付金額を確定したので通知します。

記

1. 助成金交付確定額

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円



第8号様式 (第13条関係)

年 月 日

品川区長 あて

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円

年 月 日付第 号で交付確定通知のあった助成金について  
品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付要綱第13条の規定に基づき、  
上記の金額を請求します。

所 在 地  
事 業 者  
代表者氏名



第9号様式（第17条関係）

番 号  
年 月 日

品川区長 あて

申請者 所在地  
事業者  
代表者氏名

品川区新規市場展開・業態転換支援助成金取得財産等処分承認申請書

年 月 日付第 号で交付確定通知のあった助成金により取得した取得財産等の処分について、品川区新規市場展開・業態転換支援助成金交付要綱第17条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 処分予定の取得財産等に係る補助事業の名称
- 2 処分予定の取得財産等の品目および取得年月日
- 3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）および時価
- 4 処分予定の取得財産等の設置場所
- 5 処分予定方法
- 6 処分予定理由